裁判員裁判スタート

いよいよ裁判員が参加する刑事裁判が開始されます。五月二一日（木）以後起訴される一定の重大事件は全てこの方式により審理・判決されることになりますが、裁判員制度については元々反対論があり、一部の市民団体や国会議員の有志による制度廃止論や延期論が活発になっています。その理由は多岐に亘りますが、裁判員の負担という面から、①辞退自由が狭く罰則により出頭を義務付けられていることによる負担、②守秘義務の範囲が不明確或いは違反に対する刑罰が厳しすぎる、という二点に絞って考えてみます。

どのような制度でも、その意義が実感でき、それが使い易いものでなければ国民に定着しません。裁判員制度は、冤罪事件をはじめとする常識から懸け離れた裁判に対する反省と、裁判に国民が参加し健全な常識を発揮することにより裁判に対する国民の信頼を確立することに意義があるのです。今回の裁判員制度は、このような意義を実感できるような使い易いものとなっているのでしょうか。

まず辞退事由の問題ですが、裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）は辞退申立ができる場合として、七〇歳以上の人、その他一定の公的役職にある人及びあった人、等の外重い病気、傷害、同居の親族に要介護者や幼児のいる場合、父母の葬式等他の日にできない社会生活上の重要な用務、その他政令で定める事由があり出頭困難な場合としていますが、その範囲は明確ではありません。そして、辞退申立が認められないにも拘らず出頭しない人には一〇万円以下の過料という罰則が定められています。最高裁も、一定の職業或いは社会的立場にある人で時期的に出頭を強制することが酷である場合等に辞退事由を拡大すべく検討をしていますが、私としては裁判員候補者が出頭した場合の費用負担や支援体制の面で公的ケアが十分とはいえない現状にあっては、

辞退申立はそれが真摯なものである限り広く認め、また刑罰権の発動は原則的に差し控える方向で裁判員候補者の経済的・精神的負担を軽減すべきであると考えます。

守秘義務について、裁判員法は裁判員に対し、評議の秘密その他職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとし、違反したときは、六月以下の懲役または五〇万円以下の罰金という罰則を設けています。この点について、「感想」は「秘密」ではないなどと説明されていますが、同法は裁判員が、当該事件で認定すべきであると考える事実や自らの量刑についての意見を漏らしたり、判決で認定された事実や量刑の当否を述べることも罰則をもって禁止しています。結局守秘義務の範囲が不明確であると共に罰則が厳しすぎるという批判には私も同感です。特に、同法は、三年後に施行状況に検討を加え、必要な措置を講ずると定めており、この場合裁判員経験者の体験に基づく率直な意見は極めて重要な資料となります。また、実体験を基とした国民同士の議論に水を差すような運用となればこの制度の定着は望むべくもありません。私としては、他の裁判員の住所氏名等の個人を識別できる情報は除いて、罰則の発動は差し控えるべきであると考えます。

私は裁判員裁判に期待する一人です。今回失敗に終れば国民が裁判に参加する機会は我国では永遠に巡って来ないと思っています。その意味で裁判員の経済的・精神的負担の軽減には最大限の配慮をすべきです。

【平成２１年５月１４日　静岡新聞　朝刊　掲載】